

高岡市地域防災計画（改定案）に対する意見募集の結果【市民】

1 募集期間

令和 8 年 1 月 26 日（月）～令和 8 年 2 月 24 日（火）

2 募集方法

閲覧場所：本庁舎（4 階 情報公開窓口）、
伏木・戸出・中田・福岡支所、市ホームページ

提出方法：電子メール、郵送、FAX、窓口提出

3 提出された意見の件数

2 名 12 件

4 意見の概要と市の考え方

- ・ 4 件は、ご意見のとおり修正
- ・ 8 件は、既に計画に盛り込み済の内容

○基本編

	意見の概要	市の考え方	該当箇所
1	防災士の位置づけを具体的に示さないと、防災士は動きようがないのではないか。	本市では、ご意見のとおり、防災士の役割を明確にすることは重要と考えている。 震災・津波対策編の今回の改定では、 <u>「住民主体の地区防災計画の作成や避難所運営を推進」</u> と記載している。 (記載箇所:第1章 第2節 第2 1(2))	第3章 第3節 第2 3
2	液状化の危険性を示すことは大切で、今回の改定で「液状化のしやすさ」を記載するのはよいが、「揺れやすさ」の重要性も記載すべきではないか。 高岡市地震防災マップに記載されている「揺れやすさ」は、地域により程度が違うので、対策上必要なデータであると思う。	本市では、今回の改定で「液状化のしやすさ」を記載している。加えて、「揺れやすさ」を示すことも重要と考えており、既に「地盤の軟弱性と揺れの増幅」について記載している。 (記載箇所:第4章 第1節 第1 3(1))	第4章 第2節 第1 6

○震災・津波対策編

	意見の概要	市の考え方	該当箇所
1	自主防災組織の役員は年交代が多いので、自主防災組織の平常時の活動に、「防災知識の習得」を追加すべき。	○ご意見のとおり修正 防災知識の <u>習得</u> 、普及・啓発	第1章 第2節 第1 1(1)エ
2	自主防災組織の災害時の活動として、近所への呼びかけではなく、安否確認としてはどうか。	○ご意見のとおり修正 近所の <u>安否確認</u>	第1章 第2節 第1 1(2)イ
3	校下（地区）自主防災組織連絡協議会の役員は交代が多いので、地区防災計画の重要性を踏まえ、校下（地区）自主防災組織連絡協議会への指導を強化してほしい。	本市では、ご意見のとおり、住民主体で作成する地区防災計画は重要と認識している。 今年度は、地区防災計画作成促進事業を通じ、校下（地区）自主防災組織連絡協議会への助言や指導に努めており、今後も継続して支援していきたい。	第1章 第2節 第1 2(1)
4	防災士や防災リーダーの育成には、実践訓練が必要であるので、総合防災訓練で防災士や防災リーダーの位置づけや任務を明確にし、全員の参加を要請すべき。	本市では、ご意見のとおり、防災士の育成には実践訓練が必要と認識している。 総合防災訓練では、防災士に参加を呼びかけ、避難所受付や資機材の組立てといった避難所の開設・運営に取り組んでいただいた。	第1章 第2節 第2 1(2)
5	市職員の防災訓練計画なので必要ないかもしれないが、「安否確認」を追加すべき。安否確認には、いろいろな手法があるので、指針を示すべき。	本市では、ご意見のとおり、災害時の職員の安否確認は重要と認識しており、職員参集訓練で、安否確認を行うことにしている。手法については、職員向けのマニュアルで示している。	第1章 第3節 第2 1
6	各地区の防災資機材は、とりあえず導入した程度ではないか。地区の特性に応じた資機材選定の助言や指導、整備資金を強化してほしい。	本市では、自主防災組織からの相談に対し、防災資機材の選定助言を行っている。 整備資金の強化については、今回の改定で、「市は、 <u>防災活動を有効に実施するための防災資機材の整備や自主防災組織のニーズを踏まえた支援メニューの検討等を進め、地域における防災行動力の向上に努める</u> 」と記載している。 (記載箇所: 第1章 第2節 第2 1(1))	第1章 第3節 第2 2

7	個別避難計画は、作成することが大切であるが、定期的な更新も大切なので、更新も追加すべき。	○ご意見のとおり修正 市は、個別避難計画を作成 <u>及び更新</u> するよう努めるものとする。	第1章 第9節 第1 4(3)キ
8	地盤の液状化対策について、県の取組だけでなく、市の取組も記載してはどうか。	○ご意見のとおり修正 <u>市は、国の技術的支援も得ながら、公共土木施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策に取り組むとともに、県の支援も得ながら、連携して取り組む。</u>	第1章 第12節 第3 1
9	能登半島地震では市内最大震度5強を記録し、家屋の被害が多発し、多くの市民が自主避難してきたことを鑑みて、初動対応をとるべき。併せて、対策本部の設置基準は、震度5弱以上とすべき。	これまで本市では、「震度6弱以上」の地震が発生したときなどに、「被害状況に応じて」市長が災害対策本部を設置することになっていた。 しかし、令和6年能登半島地震で本市が震度5強を記録し、日常生活に甚大な被害が生じたことを踏まえ、市民の安全と安心を最優先に、「震度5強以上」の地震が発生したときなどに、災害対策本部を「自動」設置するよう見直し、初動対応の強化を図りたい。 また、震度5弱の地震が発生し、被害の発生が推量されるときなどは、災害警戒本部を設置し、対応することになっている。	第2章 第1節 第1 1
10	南海トラフ地震発生により、太平洋側の交通網が混乱し、関東関西を結ぶ交通手段は、北陸経由となり大混乱が予想されるが、その対策の可否は。	大規模災害時における広域的な交通網の混乱については、本市単独では対応に限りがあるため、国や富山県をはじめとした防災関係機関と連携しながら、対応したい。	-